

「新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」についての 熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

[全体的項目]

(1) 対象事業実施区域周辺には、極めて明瞭な断層地形（ケルンコル、ケルンバットの地形が多数認められる、河川の屈曲、同方向の直線的な複数の谷の形成、複数の断層三角末端面など）が存在する。

現在、主要な施設が想定断層線上に位置しているため、可能な限り、断層の状況を詳細に調査し、断層の場所・地震の発生確率等を評価したうえで、それらを考慮した施設計画（配置・構造等）とし、環境影響評価を行うこと。

(2) 热回収施設及び最終処分場の稼働だけでなく、隣接するマテリアルリサイクル施設その他の施設の配置及び稼働状況も踏まえ、複合的な影響の可能性がある環境影響評価項目があるのか検討し、可能性の有無を判断した根拠及び理由を整理すること。

また、検討の結果、複合的な影響の可能性がある環境影響評価項目は、複合的な影響について予測及び評価を行い、可能性がない環境影響評価項目は、個別の影響について予測及び評価を行うこと。

[水環境]

〈水質〉

(1) 造成工事及び雨水排水に伴う水質への影響に関する調査地点について、現在流下する流域（西側）を考慮して限定的に設定されているが、海岸沿いに拡散する恐れがあるため、流況調査等を踏まえ、海岸沿いへ拡散した場合の影響も検討すること。

(2) 雨水排水に伴う水質への影響について、海岸沿いに調査地点が設けられているが、土壤汚染調査等により、濁水の発生に伴う底質への影響が確認された場合は、追加調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 焼却施設及び最終処分場の存在及び稼働に係る水質への影響について、現況調査のみを行い予測及び評価は行わないとなっているが、雨水排水の有害物質接触防止対策、排水処理方法、管理方法等の環境保全対策を明確にし、

その対策を踏まえて、供用時の水質への影響を予測及び評価すること。

また、万が一の水質事故等が発生した場合の対応策についても検討を行い、可能な限り追記すること。

〈地下水〉

(1) 地下水の調査について、海岸にはナガミノオニシバが生育しており、地下水の湧出が予想されるため、湧水の位置及び湧水量の調査は、海岸付近にも留意して実施すること。

(2) 最終処分場の存在及び廃棄物の存在・分解に係る地下水調査地点について、現在敷地全体の上下流方向での調査となっているが、最終処分場の供用開始後の地下水モニタリング地点は最終処分場の上下流方向で実施するため、調査地点を再度検討し、適切な位置で調査すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

(1) 鳥類の調査範囲について、対象事業実施区域の外は、東側海岸部のみの調査となっているが、国道324号の東側の半島部分は野鳥にとって同一生息範囲と考えられるため、対象事業実施区域の北側と南側に調査地点を追加し、生息状況を把握すること。

(2) 魚介類の調査について、耕作放棄地の西側の小水路には十分な水量があり、メダカサイズの魚類が生息しているため、適切に調査を行い、生息する魚介類の状況を把握すること。

〈植物〉

(1) 植物調査において、重要な種が確認された場合は、その個体数や分布状況だけでなく、成熟個体、幼個体の有無、種子生産などによる世代交代がどの程度行われているか等の状況についても可能な限り把握すること。

(2) 植物の調査について、耕作放棄地と小水路は湿地に近く、湿地植物・水生植物が生育している可能性があるため、耕作放棄地と小水路にも重点を置いて調査すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

(1) 景観の調査地点について、陸域のみを調査地点としているが、海上には定期便、観光船及びイルカウォッチング船等が往来し、対象事業実施区域が視認できると考えられるため、船上からの景観についても調査地点に追加すること。

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

(1) 「触れ合い活動の場」は、空間や資源が人々によって利用されることによって成立する場であり、その特性変化は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、夜間照明、騒音・振動の発生等の影響により、触れ合い活動の実施を可能にしていた条件が変化することをいうため、視覚的変化・アクセシビリティ（利用のしやすさ）変化の可能性が考えられる間接影響も考慮すべきである。そのため、環境影響評価項目の選定において、影響要因として「土地又は工作物の存在及び供用」にも「人と自然との触れ合い活動の場」を環境要素として追加すること。

(2) 調査地域として御幸ヶ浜とリップルランド四郎ヶ浜ビーチの区間が設定されているが、須子漁港についても須子地区振興会が「須子のよかところ」として活動しており、また、ドライブでの立ち寄りや防波堤から魚釣りを楽しむなどのふれあい活動が見られるため、調査地域に加え、利用状況、アクセスルート等を調査、予測及び評価すること。

[文化財]

〈文化財〉

(1) 調査手法について、抽象的で具体性に欠ける記載となっているため、関係機関等と協議し、試掘調査が必要な区域等を再度検討、整理すること。検討の結果、試掘調査が必要な区域があった場合は、関係機関と連携して試掘調査を実施すること。

また、検討及び調査の結果及びそれに対する考察について、準備書において可能な限り明らかにすること。